会の財政かえせ

なぜいさぎよく脱会しないのか
和解反対派が分裂原告団

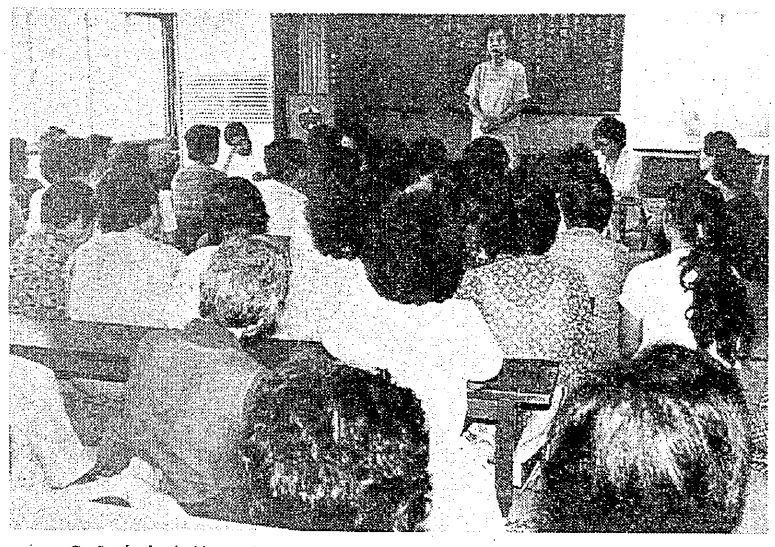

CO患者家族の会の全員集会では、分裂した人々に対するきびしい怒りの声が相次いだ。

盆休み明けの八月十八日の日曜日、CO患者家族の会の全員集会が午前十時から組合事務所で開かれました。

この集会では、七月二十一日に開かれたCO患者家族の会の臨時総会以後の取り組みについて報告がおこなわれましたが、和解問題の動きと今後の問題点が中心になり、とくに八月十三日におこなった会社に対する要請、抗議行動、さらに裁判所への要請（注・九月十三日に延びる）、さらに原告団を分裂して別の原告団を組織し、支援組織をつくりカンパを訴えようとしている（注・九月一日実施）ことについて報告されました。

このような一連の経過の中で、CO患者家族の会の石原マサ子さんや、その他の若干の人々が、家族の会からの除籍は無効で、違法だと強弁していることについて、現実に反組織的な行動をとり、分裂した原告団の役員になっているのに、なぜ家族の会に居座り続けようとするのかと怒りの声が出されました。

これについては十一年前に松尾さんらの単独裁判についての当時の〝態度〟を参考までに別項に再録しました。分裂派の主張の不当性がこれでも明らかです。

さらに、家族の会の財政について預金通帳と印鑑をにぎり続け、八百万円余の会の会計の中から勝手に弁護士費用として数百万円を送金しようとした事実と、その後の再三にわたる返還の申し入れにも全く応じようとせず、公金を私物化する態度について、厳しい対応を迫る声が相次ぎました。

しかし私たちは、遺族の人たちを含めて四百二十二名の裁判闘争の原告団を組織し、いろいろな困難さがあっても、あくまでも労働組合と手をにぎりあって、裁判闘争の勝利のためにたたかいます。

このことは、いうまでもありませんが、今日全国の労働者とその家族が、いまや生命を無視した生産第一主義の合理化のもとで、傷つき、殺されるなかで苦しめられているということ、それに、資本家たちは何らの罪も問われないという実態のなかで、責任追及、労災法を改正するたたかいにつながると信じています。

私たちは国民のなかに大きな問題となっている公害、交通災害、食品公害などのたたかいと連帯しながら、生命と生活を守ることの貴重さを広く訴えながら、がんばっていきます。

CO患者家族の会代表
石原マサ子

（一九七三年九月二十発行のパンフレットから。原文のまま）

資料

〝単独裁判にたいする家族の会の態度〟

昭和四十九年四月二十九日、三池労組CO患者家族の会としては、総会をひらいて、単独裁判訴訟を行なった松尾ケイコさん他三名にたいして、今までの経過をふまえて、忍び難きものがあるとしても、労働組合と相協力して組織的にたたかいをすすめることに反対する態度は、どうしても許されないものとして除名する結論をだしました。

CO患者家族の会も、組合と一緒になって松尾さんたちを説得しましたが、彼女たちの主張は「組織を離れて単独裁判闘争をした方が有利に、短い期間のなかで訴訟決定ができる。また、訴訟申請のなかに家族救助もいれるべきである」という、自分の都合のよい理屈をいって、今日まで九年余り、不当・不法な政府と三井鉱山にたいして、家族ぐるみのCO闘争をたたかってきた多くの患者家族の人たちを、何も考えもしない訴訟態度は納得できないのでないので「意見の違いがあろうとも、従来どおり、全国のたたかう仲間たちの理解のうえに立って、みんなで足並みをそろえて裁判闘争をしようではないか」と説得を重ねてきたものですが、ついに受け入れられることができなかったのです。

ふりかえってみますと、三池闘争、その後の不当な差別の弾圧のかずかず、それに三池大災害という、きびしい合理化のなかでたたかった私たちのなかに、運動の困難さがあるとしても、このような不幸な出来事が生まれたことは、これまで親身になって励ましてもらった人たちにたいして申し訳ないと思います。

三池炭鉱の歴史の中から

その四
第十五回

三池炭鉱構内医局

武松輝男

三池炭鉱の歴史をひもといているとどうしても避けて通れないものに出会う。それが病院である。

その病院にまつわるエピソードを数え上げればきりがない、といっていいほどある。エピソードが多いということは、それほど病院というものが炭鉱労働者とその家族に深いかかわりをもっていた、という証しみたいなものだといえるだろう。

いまそのエピソードを書きつらねることはしないが、まず病院・分院などの設立から廃院までの歴史をみることにしよう。

三池炭鉱に初めて病院が設けられたのは明治二十四年である。明治二十二年に三池炭鉱を落札取得してから、二年あとであった。場所は官営炭鉱の頃の三池炭山局のすぐ上、山の上であった。だからその名称を山の上医局といった。

三井医局といえば、戦前と戦後の一時期を通して、三池炭鉱が立地しているこの地方に隠然たる勢力をもっていて、睥睨と羨望とが入り混った霧に包まれていた。

大正期に入ると医局は急速に整備されて、診療項目も拡大強化された。外科（手術も含む）、内科、小児科、耳鼻科、眼科、婦人科、マッサージ、それに伝染病科と検査科を含み、ベッド数も五十七床を数える大病院になった。

昭和五年、三池刑務所が廃監になった三年あとの昭和八年、三池刑務所医務室（病室）が山の上医局へ移転し増床されている。

とにかく、大学病院を除けば、三井山の上医局は西日本随一の大病院であったことは間違いない。ただ普通の病院と違って、三井医局に勤める医者は、三池炭鉱の出炭に寄与するという、労務管理の一翼を担っていたのが、他の病院との大きな違いであった。

生産計画にそった出役検身、呼出検身で、少しぐらいの病気でも出勤させたり、あるいは少しぐらいの病気でも休職をすすめたりして、出炭量に見合った出勤率の調整弁の役割りを担ったりした。そのことから多くの悲喜劇が生まれている。

山の上医局も時代の波には抗しきれなかったのか、昭和二十六年、当時白金分院と呼ばれていた現在の天領病院へ吸収されていくのである。

三井の医局は山の上だけでなく、各坑に附属する形で、いまでいう分院が造られている。

明治四十三年に勝立医局、四十四年には万田医局、大正十年に四山医局、宮浦医局は七浦三坑医局新築に伴って宮浦坑構内に昭和三年頃移転改築されている。

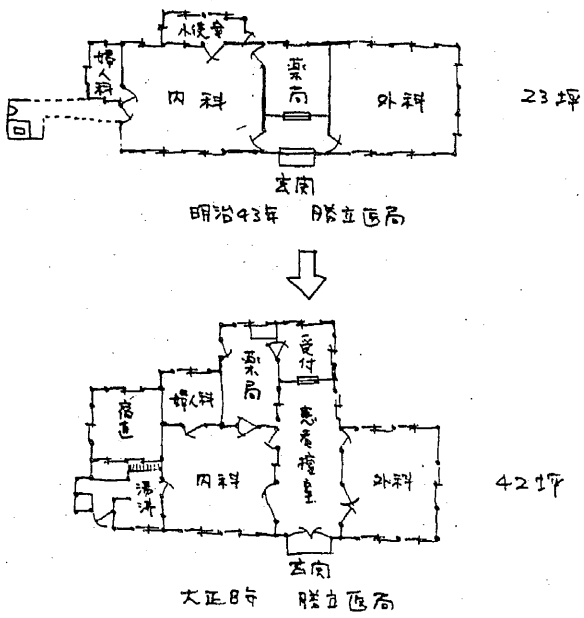

これらの医局は、構内に建てられているが、診療項目には外科、内科のほかに婦人科がある。これは当時坑内で働いていた婦人労働者のためのもので、大正初期のころ納屋、社宅内に設けられた医局に婦人科がないことと、きわだった違いをみせている。

勝立医局は昭和十三年に大砂社宅の谷間を造成して移転。万田医局は万田建築と万田売勘場にはさまれて昭和二年に移転。四山医局は昭和十六年、四山社宅東側に移転、宮浦医局は宮浦社宅集会所を宮浦医局に改築、多分昭和九年頃ではなかったかと思っている。

診療科目も、昭和に入って順次増やされて、眼科、耳鼻科、マッサージなどが加えられている。

勝立医局は勝立病（スモン病）を残したまま昭和四十五年に、万田医局は昭和五十年に、そして四山医局は昭和五十六年にそれぞれ廃院になった。

（カットも筆者）

三池闘争から25年

原稿募集

情熱を燃やし、激しくたたかわれた『三池闘争』からすでに半世紀、二十五周年を迎えました。

国際石油資本の日本へのなぐり込みを契機に、石炭産業は構造的危機に直面し〝エネルギー革命〟の名によるスクラップ・アンド・ビルド政策の強行という背景のもとで、資本は人員整理を中心とする全面的合理化を開始し、三池は全国の労働者の支援を得て労働運動史上に特筆されるたたかいに立ち上り、日米安保条約に反対するたたかいとも結んで、果敢にたたかったものついに勝利することはできませんでした。

その後の三池と炭鉱労働者は、苦難の道程を歩むことになりましたが、社会情勢も労働運動も大きく変貌をとげています。

三池で燃やしたたたかいの焔はなんだったのでしょうか。そしてそれぞれの生きざまは…。

この機会に二十五年目に語る経験と教訓を今日的な視点でとらえかえすために、みなさんのご投稿を募ります。

▼…形式、内容はとくに定めませんが、千二百字以内。

▼…本紙の読者であればどなたでも投稿できます。また、三池闘争にかかわった多くの皆さんからの投稿をお待ちします。

沖電気争議団から礼状届く

七年目に入った沖電気の指名解雇に反対してたたかう争議団から、このほどお礼状が届きましたのでご紹介します。

お礼

沖電気争議団のたたかいと生活を支える八五年夏期物品販売、カンパに格別のご協力、ご支援をいただきありがとうございました。

指名解雇撤回のたたかいも六年半。和解交渉がはじまって一年を過ぎた六月十八日、沖電気は初の和解案を提示、「解雇は撤回する」といわざるをえなくなりましたが、職場には戻さず、あくまで金銭で解決という態度です。われわれが要求している全員の職場復帰を柱とした全面解決とはほど遠い、全く不当なものとなっており、中央共闘会議、争議団は職場復帰の実理のために全力をあげる決意です。

和解交渉を進めている東京地裁は、四月に裁判官全員が交代しましたが、この夏に記録を読み、秋には裁判所の考え方を持つことを表明しています。この秋のたたかいは一層重要な位置を占めることになってきました。職場復帰による沖電気争議の勝利のために、これまで以上のお力添えをいただきますようお願い申しあげます。

なお配送の遅れなど、いろいろと不行届きがあり、ご迷惑をおかけした点、深くお詫び申し上げます。

一九八五年夏　沖電気争議団